

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(2月分)

■令和6年2月1日～令和6年2月29日

令和6年2月29日現在

【参考送付】:発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

<取引・契約関係:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
2月6日	高齢者の不動産押買被害解決に向けた法改正等を求める意見書	第二東京弁護士会 会長 小川 恵司	<p>高齢者が所有する不動産を廉価で買い取る、いわゆる押し買い(訪問購入)被害が発生しているため、広く国民に対して注意喚起をするとともに、以下の法改正及び施策を施行するよう求める。</p> <p>1 特定商取引に関する法律の改正 特定商取引に関する法律を改正して、「物品」といった動産のみならず、不動産の取引も訪問購入規制(クーリング・オフ等)の対象とする。</p> <p>2 宅地建物取引業法の改正 (1)宅地建物取引業法37条の2を改正して、宅地建物取引業者が売主の場合のみならず買主となった場合にもクーリング・オフの適用範囲を拡張する。 (2)福岡高等裁判所平成24年3月13日判決が示したように、「宅建業者が、その顧客と媒介契約によらずに売買契約により不動産取引を行うためには、当該売買契約についての宅建業者とその顧客との合意のみならず、媒介契約によらずに売買契約によるべき合理的根拠を具備する必要があり、これを具備しない場合には、宅建業者は、売買契約による取引ではなく、媒介契約による取引に止めるべき義務がある」という趣旨の条項を新設する。 (3)宅地建物取引業者が契約当事者となる不動産売買取引においては、取引業者が、売買価格の算定について客観的な根拠を明示し、資料を提供して説明する義務がある旨の規定を新設する。 (4)宅地建物取引業者が契約当事者となる不動産売買取引においては、同取引業者が、顧客の知識・経験・財産の状況や契約締結の目的に照らして不適當な勧誘を行ったり、反対当事者の保護に欠けることのないようにしなければならない旨の、いわゆる適合性の原則を定める規定を新設する。</p> <p>3 注意喚起等の措置 (1)不動産押し買い被害の抑止に向けて、国民ことに高齢者に対して広く注意喚起を行い、悪質な業者に対しては、指導監督を徹底する。 (2)悪質事業者による被害救済のため、また悪質事業者の情報を集約することにより指導監督の実を上げるため、相談窓口や紛争解決のあっせん手続きを設ける。</p>

<地方消費者行政:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
2月26日	地方消費者行政の充実・強化のための意見	一般社団法人全国消費者団体連絡会 地方消費者行政プロジェクト	<p>以下は、今年度、我々で行った都道府県消費者行政調査を踏まえた、当プロジェクトの提言である。</p> <p>1. 国は、計画的な消費者施策の実施のため、「地方版消費者基本計画」が策定されるように、未策定の県と政令市に働きかけること。加えて、計画の中に指標(数値目標・KPI)を設定している事例についても情報提供すること。</p> <p>2. 消費生活相談のDX化について、国は現場の状況を把握し、自治体の意見を丁寧に聞いて、コミュニケーションの強化を図り、速やかに情報提供・共有をすること。併せて、DX化による変更が、相談者(消費者)の利便性に繋がるよう、消費者への周知と意見の聞き取りを行うこと。</p> <p>3. 消費生活相談員の人材確保、処遇改善は喫緊の課題であり、国は人件費に関する財政支援の継続と、働き方も含む抜本的な消費生活相談員の採用政策をとりまとめること。</p> <p>4. 国は、地方消費者行政強化交付金について、自治体のニーズを把握し、活用しやすい事業メニューにすること。</p> <p>5. 若年層の消費者被害の未然防止のためにも、国、自治体ともに早期からの消費者教育を実践すること。国は、効果的な消費者教育のために消費者教育コーディネーターの複数配置のための予算措置に取り組むこと。</p> <p>6. 国は、地域での見守りや消費者教育の周知のためにも地域サポーター制度の設置と活用を促進すること。また、自治体の消費者行政担当職員の役割を再確認し、人事政策の中に消費者行政担当のフルタイム職員の人材確保を位置づけ、見守り活動などの運営や関係団体との連携を強化すること。</p>

なお、団体から寄せられた意見等のほかに、個人から16件の意見等が寄せられました(内訳:取引・契約関係:10件、表示関係(食品表示を除く):1件、その他:5件)。
寄せられた意見等については、消費者委員会が調査審議を行う上で、参考とさせていただきます。